

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 小川 克己

1 日 時

令和8年3月3日（火） 午前10時21分から
午前11時09分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

小川克己、宮成公一郎、志村学、後藤慎太郎、御手洗朋宏、堤栄三、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 小田切未来、労働委員会事務局長 一丸淳司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第30号議案、第52号議案のうち本委員会関係部分及び第56号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 事業承継に関するアンケート調査結果について、官民一体の観光推進体制の再編について及び観光振興財源検討会議の報告書について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 副主幹 油布陽一郎

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和8年3月3日（火）本会議終了後
場所：第6委員会室

1 開 会

2 商工観光労働部関係

(1) 付託案件の審査

第 52号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）

第 56号議案 令和7年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

第 30号議案 大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について

(2) 諸般の報告

①事業承継に関するアンケート調査結果について

②官民一体の観光推進体制の再編について

③観光振興財源検討会議の報告書について

(3) その他

3 労働委員会関係

(1) 付託案件の審査

第 52号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）

(2) その他

4 協議事項

(1) その他

5 閉 会

会議の結果

小川委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより商工観光労働部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査に入ります。

第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

小田切商工観光労働部長 商工観光労働部長の小田切です。

皆様におかれましては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、日頃より御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

本日は付託案件3件、諸般の報告3件をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、担当所属長から順次御説明します。

市原商工観光労働企画課長 資料の2ページを御覧ください。第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）について御説明します。

表の一番下、商工観光労働部計のB欄ですが、商工観光労働部全体では82億6,283万4千円の減額補正となります。

主な増減について説明します。

商工費ですが80億8,167万9千円の減額補正です。これは主に、大規模災害等が発生しなかったことなどにより、県制度資金の貸付額が当初の見込みを下回ることによるものです。

続いて、詳細について御説明します。

井上経営創造・金融課長 3ページを御覧ください。経営創造・金融課に係る主なものについて御説明します。

中小企業金融対策費91億8,486万1千円の減額です。

資料の上の表を御覧ください。中小企業の資

金ニーズに関して、地域金融機関のプロパー資金での融資が増加していることや大規模災害等が発生しなかったこともあり、当初予算で準備しておりました新規融資枠を融資実績が下回る見込みであることから、減額補正をするものです。

一方で、資料の下の表を御覧ください。物価高騰の影響を受けた中小企業の事業資金の調達を支援するため、県制度資金における信用保証料補助事業の原資として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、基金として3億8,500万9千円を積み立てることとしています。

後ほど御説明しますが、大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金設置の条例案と併せて審査をお願いします。

阿部産業GX推進室長 4ページを御覧ください。産業GX推進室に係る主なものについて御説明します。

グリーン・コンビナートおおいた創出事業費1億3,316万6千円の減額です。

この事業は、大分コンビナートの持続的成長とカーボンニュートラルの両立を実現するため、企業間連携による水素の供給・利活用やカーボンリサイクルなどの取組を推進するべく、調査事業や補助事業を措置しておりましたが、一部国の事業を活用した調査事業が執行されたことから、所要額のみを確保した上で、残額を減額補正するものです。

小野企業立地推進課長 5ページを御覧ください。企業立地推進課に係る主なものについて御説明します。

企業立地促進等基金積立金20億785万6千円の増額です。

この事業は、戦略的・効果的な企業誘致と産業集積を推進する事業のための基金であり、今後の財政需要に備えるため増額補正するものです。

相本観光政策課長 6ページを御覧ください。

観光政策課に係る主なものについて御説明します。

クールサマー i n おおいた推進事業費 9, 179 万 6 千円です。

資料下の表を御覧ください。この事業は、近年酷暑が常態化し、観光需要が落ち込む夏季におけるインバウンド等の誘客を促進し、需要の安定化を図るものです。具体的には、県内の涼しく過ごせる観光スポットとして、寒の地獄温泉や久住高原、風連鍾乳洞などを紹介する英語、中国語、韓国語の多言語対応ガイドブックを作成し、国内外に PR を行います。

また、観光施設等の暑さ対策を促進するため、観光関連事業者が行うミストシャワーやスポットクーラー等の設置に要する経費の一部を助成します。補助率等は、通常枠は 2 分の 1、上限額 450 万円、賃上げ枠は 3 分の 2、上限額 600 万円と考えています。

これにより、県内の涼しさを楽しめる観光資源を積極的に発信するとともに、観光客が快適に過ごせる環境を整備し、今年の夏の観光需要の取り込みを強化します。

市原商工観光労働企画課長 次に、令和 7 年度から令和 8 年度に繰越しをお願いする予算について御説明します。

資料の 7 ページと 8 ページに記載していますが、今回、産業用地整備を切れ目なく推進する必要があることや、2 月補正へ新たに予算計上する事業等があるため、七つの事業において予算の繰越しをお願いしています。

資料の 7 ページを御覧ください。

具体的には、第 5 款労働費第 2 項職業訓練費の赤枠部分、高等技術専門校施設設備高度化事業費 2, 699 万 9 千円、高等技術専門校運営費 220 万円、運営費 363 万円です。

その下、第 3 項雇用対策費の赤枠部分、中小企業等業務改善支援事業費 3, 096 万 4 千円です。

次に、8 ページの第 7 款商工費第 2 項工鉦業費の赤枠部分、工業団地開発推進事業費 3 億 3, 266 万円、工業立地関係諸法対策費 512 万 7 千円です。

最後に、第 3 項観光費の赤枠部分、クールサマー i n おおいた推進事業費 9, 179 万 6 千円です。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 企業立地関係の基金の積立てについて、これは補正だけでも実質的には来年度に使うの。この予算の中身について教えて。

小野企業立地推進課長 まずは 20 億円の一般財源についてですが、これは来年度以降の産業集積に伴う企業立地全般の事業費です。785 万 6 千円は基金の利息です。

志村委員 クールサマー i n おおいた推進事業費ですね。いま一つ内容がよく見えてないんだけど、これは涼しい所を紹介することと、ミストシャワーとかスポットクーラーは誰がどのように、具体的にはどのようなことをするのですかね。

相本観光政策課長 ミストシャワーやスポットクーラー等については、つくみイルカ島や城島高原パークとかハーモニーランドといった観光施設等における屋外施設の暑いところでお客様が滞留するような所に、例えばひさしを置いてその下にスポットクーラー、また通路にミストシャワーを設置すると。あとは、例えば豊後高田市の昭和の町の通りにミストシャワーを設置する等が考えられるかと思えます。

志村委員 大分県全体がクールサマーという一つの戦略として実施するイメージを持っているんだけど、そういう観光地だけでなく 18 市町村どこに行っても 1 か所はミストシャワーがあると。そんなところも作りながら県民もクールサマーを享受できるダイナミックな大分県づくりをするようなことも併せて考えた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

相本観光政策課長 今申し上げたのは観光施設ばかりですが、観光施設以外にも当然それぞれの市町村で人が多く集まるところで観光客も通るところには、そういった形でできるように、観光施設だけでなく市町村も対象に考えています。観光協会等も考えているので、これから市

町村等にも御案内してニーズを把握して、できるだけ多くの所で涼しい環境が整えられるようにしていきたいと思います。

志村委員 内容がまとまりましたら、是非お知らせいただきたいと思います。県民にどのようにアピールするかも併せて御報告をお願いします。大変良い計画だと思いますから進めてください。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。なお、採決は労働委員会の審査の際に一括して行います。

次に、第56号議案令和7年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

井上経営創造・金融課長 資料9ページを御覧ください。第56号議案令和7年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

今回の補正は、歳入、歳出それぞれ890万7千円の増額で、既決予算額との合計は4,982万4千円となります。

10ページを御覧ください。まず、歳入ですが、主な内容について御説明します。

第2項繰越金第1目繰越金922万6千円の増額です。これは、前年度の余剰金を計上するものです。

11ページを御覧ください。次に、歳出の主な内容について御説明します。

第1目高度化資金32万4千円の減額です。これは、延滞先からの貸付金の償還について、当初の見込みを下回るため、償還金を県の一般会計と中小企業基盤整備機構にそれぞれ払い出す額を減額するものです。

その下、第3目予備費1,103万4千円の増額です。

事務費に充当する財源として繰越処理している特別会計運用収入等全体から、今年度事務費として支出したものを除いた額がほぼ確定したので、それを次年度に繰越処理するための所要の補正を行うものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別に質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について、執行部の説明を求めます。

井上経営創造・金融課長 資料12ページを御覧ください。

大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定について御説明します。

1条例の概要ですが、この条例は、国が賃上げ環境整備に係る融資の保証料補助を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューに追加したことから、県においても物価高騰の影響を受けた中小企業の事業資金の調達を支援するため、県制度資金の信用保証料補助事業の原資となる基金を創設するものです。

2基金積立額の考え方ですが、今年度大幅に利用が増加した経営環境変動対応融資及び経営力強化資金について、令和8年度から令和12年度までに見込まれる保証料補助額を合計した3億8,500万9千円を積み立てるものです。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

宮成副委員長 ちょっと質疑させていただきます。この基金条例ですが、県のホームページを見ると、中小企業等に対する様々な補助金等とあるんですけど、今回この二つの融資に限った一番の理由は、大幅に利用が増加しているということになるのでしょうか。ちょっとそこら辺の経緯を聞かせてください。

井上経営創造・金融課長 お答えします。

今回は、原資として活用するのが国の臨時交

付金になります。こちらの趣旨が、一つは物価高騰の影響を受けた中小企業向けということ、もう一つは賃上げの環境整備に係るものということになります。この物価高騰の影響を受けたものに対応したのが、本県の制度資金で言うところの経営環境変動対応融資であると。また、もう一つの賃上げ環境整備に係るものが本県で言うところの経営力強化資金にあたるので、それぞれ国の趣旨に沿った資金がこの二つであったということです。

宮成副委員長 ホームページ等に掲載しているものが、ほかに16項目くらいあったんですが、ほかの助成金、補助金については、そもそも国の要件に該当しないという受け止め方でよいのでしょうか。

井上経営創造・金融課長 宮成副委員長御指摘の16項目というのは、県制度資金のほかの16のメニューということですのでよろしいでしょうか。（「そうです」と言う者あり）そうなりますと、結論として、今回の国の趣旨と合致するものがこの二つであるということです。（「ありがとうございました」と言う者あり）

堤委員 基金の対象要件の中に、利子補給と保証料と。今回この保証料ということになっているんだけど、今後金利が変動してくる可能性があるんだけど、そういう事にも対応できるということなのかが一つ。それと、令和8年度から令和12年度分の保証料の補填となっているけど、これ以降については残すのか廃止するのかの判断はどういう感じですか。

井上経営創造・金融課長 お答えします。

1点目の利子補給の関係は、使うことはできるとは思っておりますが、今回は信用保証料補助で活用したいと思っています。

2点目の御質疑、令和12年度までの件です。これは資料にも記載のとおり、国から通知があり、今回活用できるのは、基金については令和12年度末までに廃止するものという要件があるため、令和12年度末までということです。

堤委員 利子補給も可能ということだけでも、この基金は条例か何かを作って今回は利子補給にしますよ、とするのか。利子補給も可能とい

うのは、どこで判断するんですか。

井上経営創造・金融課長 お答えします。

資料にもあるとおり、まずさきほど申した内閣府からの通知の中で利子補給又は信用保証料補助とあるので、利子補給も可能だろうと。判断の主体がどこかとなると、県によって中小企業の資金支援にどれが適切かを判断していくものかなと思っています。

堤委員 ということは、利子補給も含めて県として判断が可能であるということでもいいわけだね。

井上経営創造・金融課長 お答えします。

制度上はそういうことかと思えますけども、今回設置する基金に関しては、あくまでも保証料補助の原資として活用する基金です。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①について報告をお願いします。

井上経営創造・金融課長 資料13ページを御覧ください。事業承継に関するアンケート調査結果について、御報告します。

1 調査概要ですが、本調査は大分県内の中小企業・小規模事業者の事業承継に係る課題を明らかにし、今後の効果的な支援に資することを目的に実施しました。令和7年9月16日から10月17日にかけて1万6千社を対象に調査を行い、387社から回答を得ました。

2 回答企業属性ですが、（1）企業概要の①業種では建設業が最も多く、②資本金は500万円以下が約6割、③従業員数は1～4人が約4割でした。（2）経営状況等ですが、①直近期の売上高は3千万円未満が約3割と最多で、

②直近期の最終利益は約6割が黒字、③経営者の年齢は50代が約3割と最も多く、④経営者の就任経緯は親族内承継によるものが約5割を占めています。

資料14ページを御覧ください。

3回答結果ですが、(1)事業承継への取組状況では、①事業承継に取り組んでいるが23.5%、②事業承継を考えているが22.1%、③何も決まっていないが43.4%、④廃業/廃業予定が11.0%となっています。(2)各分類ごとの企業の状況について、①②事業承継に取り組んでいる/考えている企業の内、事業承継の態様としては親族内承継が最も多く、事業承継に必要な期間は5年程度が最多で、約6割の企業が事業承継には5年以上必要と認識しています。次に③事業承継が何も決まっていない理由としては、将来性が見極めや時期尚早、また④廃業/廃業予定の理由としては適当な後継者不在や事業が時代にそぐわないことが挙げられ、その内約4割が黒字廃業を選択している状況です。さらに(3)社外承継(M&A)に対する意識として、8割近くの企業で関心がなく、さらに高齢になるほど関心が低下している状況です。

4分析及び課題ですが、(1)あきらめ廃業に対する分析及び課題として、黒字廃業を選択している企業の内35.2%の企業が後継者不在によるあきらめ廃業を選択していることから、廃業防止に向けて多様な承継方法の理解促進が課題とされています。また、(2)事業承継の早期着手について、約6割の企業が事業承継には5年以上必要と認識するなど、早期着手の必要性は浸透してきているものの、創業者や社外承継による経営者はその認識が低いことから、引き続き早期着手の理解促進を図っていく必要があります。さらに、(3)社外承継(M&A)については、そもそもの関心が低く、さらに高齢層ほど関心が低い傾向から、M&Aの理解促進や支援体制の強化が課題となっています。

最後に5来年度の取組についてですが、本調査結果における分析及び課題にも対応するため、事業承継の早期着手や多様な選択肢への理解促

進に向けたイベントを、県内市町村と連携して開催するとともに、M&Aに対する伴走支援を行う事業承継支援員を大分県事業承継・引継ぎ支援センターに1名配置し、支援体制の強化を図ります。

なお、本アンケート結果については、県ホームページにて公表する予定です。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

三浦委員 一つ教えてください。あきらめ廃業ですが、業種別のパーセンテージや件数は把握できているんですか。

井上経営創造・金融課長 個社データもあるので把握はできていますが、申し訳ございません。今ちょっと手元にデータがございませんので分からない状況です。

三浦委員 後でいただける資料ですか。(「はい」と言う者あり)じゃあ机の上にもでも置いておいてください。(「承知しました」と言う者あり)

小川委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

小川委員長 ほかに質疑もないので、次に②と③の報告をお願いします。

相本観光政策課長 資料15ページを御覧ください。官民一体の観光推進体制の再編について御報告します。

インバウンドをはじめとする旺盛な旅行需要を取り込むとともに、夏場の誘客強化など、県内の観光消費のさらなる創出・拡大を促進するためには、官民一体となった観光誘客活動を展開できる組織体制を構築し、地域経済に好循環をもたらす持続可能な観光地域づくりの推進基盤を確立する必要があります。このため、観光誘致促進室を発展的に解消し、ツーリズムおおいたへの業務援助職員を拡充するとともに、県観光局の政策立案及び調整機能のさらなる向上を図ります。

次の16ページを御覧ください。

ツーリズムおおいたでは、県との役割分担を踏まえ、事業遂行機能のさらなる向上を図るた

め、マーケティング及び地域マネジメントを強化します。

まず、施策展開の基盤となるマーケティング力の強化では、データを活用して市場分析や事業の効果検証等を行い、効果的な施策展開を下支えします。

次に、地域との連携を担う地域マネジメント力の強化は、市町村や観光協会、観光関連事業者に寄り添い、地域にある観光素材の高付加価値化や人材育成等を一貫して伴走支援します。

これらの機能を最大限に発揮するため、誘致営業部を含めた三つの部を統括し、有機的な連携を担うDMO事業本部長を設置します。DMO事業本部長には、マーケティングの知見を有する民間経験者を配置したいと考えており、現在ツーリズムおおいたにおいて人選を進めています。県と一体となったこれらの組織再編により、効果的かつ効率的に施策を推進することができる体制を構築したいと考えています。

また、この組織再編に併せて、当面ツーリズムおおいたの事務所を県庁舎に移し、県観光局と同一場所で業務を行うことで連携を密にしながら、官民一体となった観光推進体制の構築を図ります。

資料17ページを御覧ください。

2月13日に観光振興財源検討会議から県に提出された報告書について御報告します。なお、本報告書の内容やこれまでの宿泊事業者等との意見交換会、加えて全市町村から宿泊税について賛同いただいたことなどを踏まえ、昨日、知事が県としての宿泊税の導入を表明したところですが、改めて税制度など報告書の内容について御説明します。

本検討会議は、県全体の観光振興施策を将来にわたり安定的に実施するための財源の在り方を検討する目的で設置し、これまで5回にわたり協議を行ったところです。

まず、1宿泊税制度についてです。

目的は住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県おおいたを実現するために必要な施策に充てるために徴収するものです。

次に課税客体は、県内の旅館・ホテルや簡易

宿所、民泊施設といった宿泊施設への宿泊行為に対して課税するものとし、納税義務者は宿泊者となります。

税率については、5千円未満が1人1泊100円、2万円未満が200円、10万円未満が500円、また、今後の高額料金帯の施設開業を鑑み、負担能力に応じた適正な負担を求める観点から、10万円以上を2千円としています。

免税点はなし、課税免除は教育政策上の視点や将来のリピーターにつながる等の公益上の理由から、教育旅行のみ免除としています。

徴収方法は、宿泊事業者が税を徴収し納税する特別徴収としています。

次に、2宿泊税の運用についてです。

使途は、県観光の振興に資する施策及び徴収に要する経費に充てることとしています。県と市町村との役割分担では、県は広域的な施策、県内周遊の促進、市町村は受入環境整備等、地域の実情に即した施策への充当を基本としています。

使途の見える化については、宿泊者や宿泊事業者などから理解と信頼を得られるよう、県、市町村ともに明確化の上、公表する必要があります。

また、検証体制として、外部委員による組織体を設置し、年1回以上の検証を行います。税収については、観光振興への充当を明確化するため基金を設置することが望ましいとまとめられています。

次の18ページを御覧ください。

3宿泊事業者への支援です。特別徴収義務者となる宿泊事業者に対しては、システム改修等の経費に対する補助制度の創設、また納期内納付を促進するため、納入額の2.5%の報償金の措置についての検討を行います。

次の4制度の周知・広報では、納税者である宿泊者や宿泊事業者、県民に理解を得られるよう市町村と連携し、丁寧かつスピード感ある周知・広報を進めます。

最後、5宿泊税市町村交付金制度についてです。

報告書では、市町村交付金の詳細には触れら

れていませんが、各市町村との協議の上で決定している配分についての取り決めについてです。

対象事業は、各地域の実情に即した観光振興施策であり、新規又は拡充する事業に限るとしています。

交付額については、宿泊税収から税制度の運用に係る経費や災害等への危機管理のための共通経費を除いた上で、7割を市町村に交付します。市町村ごとの交付金額については、それぞれの税収割合を基本とし、今後、協議の上決定します。また、交付金は半年ごとに交付する予定にしており、充当事業については県への報告を求めることとしています。

今後は、3月下旬から始める予定の4巡目の宿泊事業者との意見交換会にて、事務負担の軽減や県からの支援などを含め丁寧な議論を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を募集したいと考えています。

また、市町村との協議や庁内での整理を引き続き進め、制度の詳細を固めていきます。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 税制ですから、窓口は県税事務所になるんでしょうけども、納税義務者が宿泊者ですよ。特別徴収義務者が事業者であって、例えば5千円未満で100円徴収漏れたと。本人が払わなかった。そうした場合には、誰がどういう形で宿泊者に100円を請求することになるのか。

相本観光政策課長 基本的には特別徴収義務者が納税者である宿泊者にお金をいただくこととなるので、取り損ねた場合、宿泊者に対して請求を行うのは特別徴収義務者である宿泊事業者になります。

御手洗委員 ツーリズムおおいとの改組です。16ページに書かれているとおり、DMOの事業本部長を置くように改正されると受け取れるんですけども、非常に重要な役割を担うことになると思います。人事案件なので、具体的に誰とかが言いづらいと思うんですけども、DMO事業本部長にどういう見識、役割を望んでい

るのか、もう少し具体的に説明いただければと思います。

相本観光政策課長 DMO事業本部長は、マーケティング事業部、地域マネジメント部、誘致営業部の三つを統治する立場として考えており、主にマーケティング——これまでどうしても観光と言うと勘や経験に頼ってばかりと言われておりますので、データに基づいたマーケティングを行い、観光施策を行っていく必要があると考えていて、マーケティングに知見を有する民間経験者を置くことによって、様々なデータをしっかり分析してそれを誘致営業部の事業に役立てる、また、地域マネジメント部が地域の声を聞き、それを集約してどう事業展開を図っていくかをトータルで考えていくことが、本部長の役割だと考えています。それぞれの部を束ねながらデータに基づいたしっかりとした施策展開を図っていく。そういう人物を想定しています。

御手洗委員 言っていることはよくわかりましたけど、どこもそういう人材を求めている、人の奪い合いじゃないですけど、せつかく作るんでそういうことをしっかりできる方を選んでいただきたいと思います。また、ほかの所の事例ですけど、DMOのこういった役割を請われて行ったんだけど、役職としてはそこにはまったけれどもあまりサポートが受けられないまま、とにかく自分でやるしかないという感じで事業を進めざるを得なかったという話を聞いたことがあります。是非サポート体制も含めてしっかりとやっていただきたいと思います。答弁は結構です。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって商工観光労働部関係の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔商工観光労働部退室、労働委員会事務局入室〕

小川委員長 これより、労働委員会関係の審査に入ります。

第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

一丸労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和7年度2月補正予算について、御説明申し上げます。

Side Books（サイドブックス）のページ通知機能を使用しますので、タブレット画面右下に青い通知が出ましたら、そちらをタッチしてください。

令和7年度補正予算に関する説明書、補正第5号の当委員会関係分を抜粋したものです。

労働委員会費については、右上にあるように307万3千円の増額補正となっています。

費目別では、表の一番左の目欄の第1目委員会費については、左から3列目の補正予算額欄にあるように39万円の増額となっています。

その内訳については、表の中ほど、事業名欄の一番上の委員報酬が101万4千円の増額となっています。

これは、労働委員会で取り扱ったあっせん事件の増加に伴い、労働委員会の会長及び各委員と協議を行った回数が増加したこと等によるものです。

その下、運営費の62万4千円の減額については、委員の中央研修会等への参加実績が当初の見込みを下回ったこと等によるものです。

続いて、第2目事務局費についてですが、補正予算額欄にあるように268万3千円の増額となっています。

その主な内容についてですが、給与費の280万円の増額は、正規職員の給与改定等に伴うものです。

私からの説明は以上です。御審査の程、よろ

しくお願いします。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 さっき相談事が増えて役員報酬が上がったと説明があったけど、例えばどういう相談が増えたの。

一丸労働委員会事務局長 私どもは常に労働相談を受けていますが、例えば賃金の未払いがあるとか、労使交渉を行ったけれどもなかなかうまくいかないのではありませんをお願いしたいとか、そういう通常起こっているものです。

ただ、今回ちょっと原因までははっきり分かりませんが、申請件数が増えており、その関係で各委員との協議が増えたということです。（「はい分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これよりさきほど審査した商工観光労働部関係部分と併せて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、内部協議を行うのでこのままお待ちください。

〔労働委員会事務局退室〕

小川委員長 これより内部協議に入ります。

予定されている案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 それでは、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。